

のぞみ野自治連合会会則

令和7年4月20日 改定

のぞみ野自治連合会

のぞみ野自治連合会会則

(名 称)

第1条 この会は、のぞみ野自治連合会（以下「連合会」という。）と称する。

(目 的)

第2条 連合会は、のぞみ野に所在する自治会の自主性を尊重しつつ、相互の連絡と健全なる発展を図り、もって住民の福祉増進と地域社会の発展に寄与することを目的とする。

(組 織)

第3条 連合会は、のぞみ野第一自治会とのぞみ野第二自治会で組織する。

(事 務 所)

第4条 連合会の事務所は、会長宅に置く。

(事 業)

第5条 連合会は、第2条の目的を達成するために次の活動を行う。

- (1) のぞみ野に関連する情報の収集と伝達
- (2) のぞみ野の環境維持の推進
- (3) のぞみ野祭りの開催
- (4) 周辺自治会との交流
- (5) 行政機関、他の関係団体との折衝及び連携
- (6) 自治会館の建設は協議事項とし、会館は連合会が保有、運営し、管理については、各自治会に委託する。
- (7) 自治会から要請された諸問題が、のぞみ野全体に関わる事項について協議する。
- (8) 自治会員のサークル等の団体支援

(事 業 年 度)

第6条 連合会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(役 員)

第7条 連合会に次の役員を置く。

会長	1名
会長代理	1名
書記	1名
会計	1名
理事	6名
監事	2名
顧問（会長要請のある場合）	1名

- 2 役員は、自治会の会員から選出するものとし、その選出方法は、細則第1章で定める。
- 3 役員の任務は、次のとおりとする。
 - (1) 会長は、連合会を代表し、連合会の運営を統括する。また市政協力員を兼務する。
 - (2) 会長代理は、連合会の企画、運營業務を処理し、会長不在のときは、その職務を代行する。
 - (3) 書記は、会務の記録、内外への情報活動、その他庶務を担当する。
 - (4) 会計は、予算事務及び出納事務を処理し、会計書類等を管理する。
 - (5) 理事は、連合会の運営に参画し、事業や計画運営を推進する。
 - (6) 監事は、会計を監査し、その結果を大会に報告する。
 - (7) 顧問は、会長の要請により連合会の運営に参画し、助言及び相談に応ずる。

(自治会館管理人及びIT委員)

第8条 自治会館管理人は、自治会館管理者の指示を受け会館の利用管理と清掃・点検を行う。

- 2 IT委員は、連合会、自治会が依頼した記事・議事録等をホームページ（以下、HPという。）に掲載又は削除等の管理を行う。

(任期)

第9条 役員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 役員に欠員を生じた場合は、原則として、欠員となった自治会から速やかに選出し補充するものとし、後任者の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 任期の満了または辞任によって役員が退任する場合は、後任者が就任するまでの間、引き続きその職務を行い、役員相互に連携し補完をする。

(大会)

第10条 大会は、連合会の最高議決機関で、役員（監事及び顧問は除く）及び代議員で構成する。

- 2 定期大会は、毎年1回4月に開催する。
- 3 会長が必要と認めたときは、理事会の議決を得て臨時大会を開催することができる。
- 4 自治会から開催の要求があった場合、会長は、理事会の議決を得て臨時大会を開催する。
- 5 議長は、前年度の代議員の中から選出する。
- 6 自治会会員は、大会を傍聴することができる。

(代議員)

第11条 代議員は各自治会会員の意思を代表し、大会で議決権を行使する。

- 2 代議員は、各自治会において選出する。
- 3 各自治会の代議員数は、当該年度の4月1日における自治会所属の班の数と

する事を原則とするが、各自治会の班数が異なる場合は、最も多い班数をもって各自治会の代議員数とする。

4 代議員の任期は、定期大会終了時までとする。

(大会の召集)

第12条 大会を召集するには、会長は、少なくとも大会を開く日の5日前までに、大会の日時、場所及び目的を示して、役員及び代議員に通知しなければならない。

(大会の議決事項)

第13条 次の各号に掲げる事項は、大会の議決を経なければならない。

- (1) 事業報告及び収支報告
- (2) 事業計画及び予算
- (3) 役員を選任及び解任
- (4) 会則の制定及び改廃
- (5) 連合会の事業及び運営に関する重要事項

2 前項の規定にかかわらず、事業年度内における会長を除く役員を選任、解任（公序良俗に反する言動、業務が認められた場合）及び辞任については、理事会で協議しその結果をもって、大会の議決に替えることができる。

(大会の議決)

第14条 大会においては、第12条により、あらかじめ通知した事項についてのみ、議決することができる。

- 2 大会は、大会構成員総数の3分の2以上の出席をもって成立し、議決権行使書及び委任状は出席とみなす。
- 3 議事は、議決権行使書及び委任状を含む出席代議員の過半数をもって決する。可否同数の時は議案どおり決する。ただし、代理人氏名の記載の無い委任状は、棄権として取り扱う。
- 4 書面決議にて大会にかえる場合の実施要領については、細則第5章で定める。

(大会議事録)

第15条 会長代理は、大会の議事について議事録を作成し、会長及び出席した理事（自治会長）2名がこれに署名押印する。

(理事会)

第16条 理事会は、会長、会長代理、書記、会計及び理事で構成する。

- 2 理事会は、定期的開催し、連合会の企画運営を行う。
- 3 議長は、会長が務める。
- 4 会長は、必要に応じて第1項の役員以外の関係者を出席させて意見・報告を求めることができる。

(理事会の議決事項)

第17条 理事会の議決すべき事項は、次のとおりとする。

- (1) 大会に提出する議案
- (2) 大会で委任を受けた事項
- (3) 細則の制定及び改廃
- (4) その他、連合会の運営に必要な事項

(理事会の議決)

第18条 理事会は、理事会構成員の3分の2以上の出席をもって成立する。

- 2 議事は出席者の過半数をもって決する。ただし、各自治会より最低1名以上の賛成を必要とする。可否同数の時は議長の決するところによる。

(担当委員)

第18条-2 連合会は、連合会の事業を円滑に遂行するため、会長は理事会の承認を得て任命し各委員に通知する。

- (1) 自治会館管理人(任期:1年) 2名
- (2) 防犯指導員(任期:2年) 3名(市の推薦委員を兼ねる)
- (3) 交通安全委員(任期1年) 4名
- (4) IT委員(任期:1年) 1名

ただし、再任を妨げない。

- 2 任期の満了または辞任によって欠員を生じた場合は、速やかに選出、補充するものとし、退任する委員は、後任者が就任するまでの間、引き続きその職務を行う。

(推薦委員)

第19条 行政機関及び関係団体等から委員等の推薦依頼があった場合、会長は、理事会の承認を得て推薦し大会で報告する。

- 2 前項の推薦によって就任した委員等は、その活動状況を適宜、書面もしくは口頭にて会長に報告する。

(特別委員会)

第20条 連合会は、必要に応じて特別委員会を置くことができる。

- 2 特別委員会の名称、目的、委員の任命及び設置期間は、理事会の同意を得て会長が決定する。

- 3 会長は、特別委員会の委員を理事会に出席させて報告・意見を求めることができる。

(団体の支援)

第20条-2 連合会は、自治会員が主たる構成員であって、自治会活動への貢献を図るため、次の目的を持って活動している団体に対し助成金の交付、その他の支援を行うことができる。

- (1) 生活環境の改善
- (2) 福祉・清掃活動への参加
- (3) 文化・スポーツの振興・発展
- (4) 住民の交流増進

2 助成金の交付額は、1団体について年間10,000円を限度とし、その算出方法は細則第3章で定める。

3 支援対象団体の条件、認定方法、その他この制度の運用に必要な事項は、細則第3章で定める。

(会計)

第21条 連合会の会計は、運営一般会計、のぞみ野祭特別会計、自治会館建設負担金からなる。

2 連合会の収入は、各自治会の分担金、市の交付金、寄付金その他の収入からなる。

3 連合会の会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。

(分担金)

第22条 各自治会から毎年度、次の分担金を連合会に納めるものとする。

- (1) 年度運営費（運営一般会計予算）
- (2) のぞみ野祭り運営費（のぞみ野祭り特別会計予算）
- (3) 分担金は、12月末日の会員世帯数に応じて予算化し、5月末日時点の実会員世帯数で納入し清算する。
- (4) 毎年度の自治会から連合への分担金金額は、年度予算協議の中で検討し理事会の承認をもって決定する。

(支出権限)

第22条-2 当該年度の、予算に計上されていない支出の決定権限は、次のとおりとする。

1件につき100,000円未満	会長の決裁
100,000円以上、200,000円未満	理事会の議決
200,000円以上	大会の議決

(予算の変更)

第22条-3 当該年度、運営費予算の収入総額または支出総額あるいはそのいずれもが実績において変動が予想される場合、下記の区分に従い予算を改定しなければならない。

変動幅5%未満	改定しない
5%以上、20%未満	理事会の議決により改定
20%以上	大会の議決により改定

(自治会館修繕積立金)

第23条 (削除)

(自治会館建設負担金)

第24条 徴収した負担金は、第一自治会館、第二自治会館の老朽化対策・大規模修繕(30万円超で市の助成がでるもの)等に使用できるものとし、使途、金額等は理事会の承認事項とする。また、将来の自治会館建設する際には、負担金の徴収も含めて改めて協議する。

2 徴収した負担金は、返還しない。

(役員報酬並びに委員手当)

第25条 役員等には別表-1に定める報酬を、委員等には別表-2に定める手当を支給する。

2 報酬及び手当は、9月と2月の2回に分けて支給する。

3 役員等または委員等が、任期途中で退任、選出した場合の報酬または手当は、月割り(100円未満切り捨て)で支給する。

4 特別委員会委員に対する手当は、理事会で決議する。

(経費の支給)

第26条 役員、委員及びその他の自治会員が、連合会の活動に伴い支出した会議費、交際費、通信費(電話代を除く)等の経費は、実費を支給する。

2 交通費については、支給対象となる業務及び支給額について細則第4章で定める。

(文書の管理)

第27条 連合会の文書は書記が担当し、原則、会館に保管する。但し、理事会で承認されたものは連合会HP上にも保存する。

2 文書の保存期間は、別表-3のとおりとする。

3 連合会HPに公開する文書、資料については、細則第7章で定める。

(自治会館の管理、運営)

第27条-2 自治会館の土地、建物の管理は連合会が行うとし、その運営と付属する設備、備品の管理は各自治会に委託する。

2 自治会館の管理、運営、自治会館管理者が担当する。

3 自治会館の運営については、細則第2章で定める。

(資産、備品の管理)

第28条 連合会が管理する資産、備品類は、原則として次のとおりとし、その取り扱い管理(購入、更新、改善、移動、修理補修、保守、廃棄撤去等)は、理事会で協議決定し、費用負担含め連合が対応する。

(1) 自治会館の敷地、建物

- (2) 自治会館周りの自治会の駐車場、側溝、側溝の蓋、擁壁等で市が市の対象外とするもの
 - (3) 自治会館内外に設置、付属する設備・機器
 - (4) 比較的高額な電化製品
 - (5) 比較的高額な自治会運営共通に必要な機器、什器、備品
- 2 連合会管理と指定したものに関わる消耗品、住民などから提供された寄贈品、申請、届出、許可の対象とならない範囲の自治会館内外の工作、改善については、自治会による運営、管理の一環として自治会扱いとする
- 3 資産備品の管理要領の詳細については、細則第6章に定める。

(補 則)

第29条 この会則を施行するにあたり、必要となる事項は、細則で定めることができる。

別表－1（第25条関係）

役員等の報酬

役員の名称	報酬(年額)	備考
会長	支給しない	市支給の市政協力員報酬を充てる。
会長代理	30,000 円	
書記	30,000 円	
会計	30,000 円	
理事(自治会長)	支給しない	市支給の市政協力員報酬を充てる。
理事(自治会長を除く)	10,000 円	
監事	支給しない	
顧問	5,000 円	

別表-2（第25条関係）

委員等の手当

委員等の名称	手当（年額）	備考
自治会館管理人	20,000 円	
防犯指導員	10,000 円	
交通安全委員	10,000 円	
I T委員	20,000 円	

別表-3（第 27 条関係）

文書の保存期間

文書名称	作成、改正 年度から起算	備考
会則・細則	会解散まで	
大会資料・議事録	10 年	
理事会議事録	3 年	
のぞみ野祭り記録	3 年	
市への要望書	3 年	
決算証書類等	3 年	
自治会館建設修繕記録	解体/建替え迄	
その他	1 年	

附 則

- 1 1997年4月1日に施行され、1998年4月1日に改訂された「のぞみ野連合会会則」は1999年3月31日をもって廃止する。
- 2 この会則は1999年(平成11)年4月1日から施行する
- 3 第11条の定義に関わらず、1998年度定期総会が終了するまでは1998年度班長を代議員とする。
- 4 この会則は、2001(平成13)年4月15日に改定し、同年4月1日から施行する。
- 5 この会則は、2002(平成14)年4月14日に改定し、同年4月1日から施行する。
- 6 この会則は、2003(平成15)年4月12日に改定し、同年4月1日から施行する。
- 7 この会則は、2005(平成17)年4月10日に改定し、同年4月1日から施行する。
- 8 この会則は、2006(平成18)年4月9日に改定し、同年4月1日から施行する。
- 9 この会則は、2007(平成19)年4月22日に改定し、同年4月1日から施行する。
- 10 この会則は、2008(平成20)年4月13日に改定し、同年4月1日から施行する。
- 11 この会則は、2009(平成21)年4月12日に改定し、同年4月1日から施行する。
- 12 この会則は、2013(平成25)年4月12日に改定し、同年4月1日から施行する。
- 13 この会則は、2015(平成27)年4月18日に改定し、同年4月1日から施行する。
- 14 この会則は、2016(平成28)年4月17日に改定し、同年4月1日から施行する。
- 15 この会則は、2017(平成29)年4月16日に改定し、同年4月1日から施行する。
- 16 この会則は、2018(平成30)年4月15日に改定し、同年4月1日から施行する。
- 17 この会則は、2019(平成31)年4月14日に改定し、同年4月1日から施行する。
- 18 この会則は、2020(令和2)年4月25日に改定し、同年4月1日から施行する。
- 19 この会則は、2022(令和4)年4月23日に改定し、同年4月1日から施行する。
- 20 この会則は、2023(令和5)年4月16日に改定し、同年4月1日から施行する。
- 21 この会則は、2024(令和6)年4月21日に改定し、同年4月1日から施行する。
- 22 この会則は、2025(令和7)年4月20日に改定し、同年4月1日から施行する。

会則改定履歴

1. 改定 No. 12 2013. 04. 01 施行
 - ①根形地区スポレク部解散(2013. 03 月末)による関連規約見直し
 - ②自治会館管理者と I T 委員の役割の明確化
 - ③文書管理を見直し、保存期間を現実的な内容に改めると共に、理事会で承認されたものは联合会 H P 上にも保存する事とした。
 - ④附則は改訂理由を記す形式へ改める。
2. 改定 No.13 2015. 04. 01 施行
団体支援金の見直し年間 20,000 円から年間 10,000 円に改定した。
3. 改定 Na14 2016. 04. 01 施行
 - ①第 5 条 (2) に基づき、仮名「のぞみ野プロジェクト」を立ち上げた。
事業内容：のぞみ野祭りに関する監修の委託 企画・運営・予算の執行等フリーマーケット等の監修の委託、第 1・第 2 自治会との合同運営等
 - ②第 20 条 2 項に基づき、理事会の運営等について、第三者機関を設置する事とした。
上記に伴い、役員としてプロジェクト委員 4 名、役員の任務 (8)、役員等の報酬 (年額) プロジェクト委員 10,000 円を追加した。
4. 改定 No. 15 2017. 04. 01 施行
以下の改定と改正内容
 - ①年間の分担金の予算書記載については、5 月末日の会員数へと明確にした。
 - ②役員報酬の支給時期を多忙月の 3 月から 2 月へ変更した。
 - ③役員等の選出の総会という誤記を大会の承認へ修正した。
 - ④自治会館の管理と運営に免除団体に記載されていた、のぞみ野第 2 親子の会を削除した。
 - ⑤地域団体の支援の支援対象団体だった、のぞみ野第 2 親子の会を削除した。
5. 改正 Na 16 2018. 04. 01 施行
子供会の名称変更に伴い、関連規約の文言を訂正した。
6. 改定 No.17 2019. 04. 01 施行
 - ①事業の (5)、(6) について協議するという文言を追加した。
 - ②役員顧問は、本会の運営にも参画し、イベントの運営も行えるようにした。
 - ③会長の選出時、代議員による選挙からを自治会員による選挙へ改定した。
 - ④役員の選出時、プロジェクト委員の選出方法を (5) プロジェクト委員は、各自自治会もしくは理事会で選出する。と追加した。
 - ⑤地域団体支援の内容を 1 人当たりの年額見直しの為、助成金 10 人を超える構成員 1 人当たり、年間 1,000 円加算に改定した。
 - ⑥役員報酬で、第 7 条改正に伴い、顧問を支給対象とする事とした。
7. 改定 Na18 2020. 04. 01 施行
下記の内容を見直し改定
 - ① (自治会館の管理・運営) より
第 27 条 2 自治会館の土地、建物、付属する設備、備品の管理は、自治会の協力を得て、本会が行う。を見直し、各自自治会館利用者や管理者が使いやすくてできる様に、設備、備品の管理は自治会へ委託した。
 - ② (文章管理) より
第 27 条 本会の文書管理は書記が担当し、原則、会館に保管する。ただし、理

事会で承認されたものは連合会HP上にも保存する。について見直し、HP上保存を目的として載せるのはリスクがあるため、保存は会館内にHPに記載しても良いものは公開する。と改訂する。

8. 改定 No.19 2022. 04. 01 施行

第24条自治会館建設負担金は老朽化による補修及び維持管理等を含んでいたが、使用用途を明確化するために文言を統一した。

9. 改定 No.20 2023. 04. 01 施行

第18条-2 理事会の決議にて、第18条-1より7名以上で理事会は成立する。その場合、立案者である連合役員4名にて採決する可能性があるので「ただし、各自治会より最低1名以上の賛成を必要とする。」の文言を追加する。

10. 改定 N021 2024. 04. 01 施行

①第10条の役員定義の明確化

第7条の役員より「会長、会長代理、書記、会計、理事、監事、顧問」となっているが、理事会等に参加していないので、大会構成員の役員から監事及び顧問を除くことにする。

②第11条-3各自治会の代議員の数の明確化

代議員数は原則として各自治会の班数とするが、班数が異なる場合は平等性を保つために「各自治会の班数が異なる場合は、最も多い班数をもって各自治会の代議員数とする」文言を追加した。

③第11条-4 表現をシンプルにするため、「前年度の」を削除する。

④第13条-2 脱字修正 「理事」→「理事会」に修正

⑤第14条-2 標記修正 「総会」→「大会」に統一

⑥第14条-3 代議員定義の明確化

棄権数を考慮し、「代議員の過半数」→「参加代議員の過半数」と、棄権数は決議決裁に含めない事を明記する。

⑦第14条-4 新設

何らかの理由で大会が開催出来ない場合の処置として、「書面決議にて大会にかえる」趣旨の文言を追加する。

⑧第18条-2-(2) 交通安全委員の定数変更 「8名」→「4名」

⑨第19条-1 標記修正 「総会」→「大会」に統一

⑩第22条 分担金 現状の分担金定義に合わせ、全文改正する。

⑪第22条-2 字体修正

⑫第23条 自治会館修繕費の削除を明記

⑬第24条-1 徴収された負担金の使用用途の明確化

⑭第27条-3 新設

「HPの公開文章・資料については細則で定める」ことでHPの公開文章等の扱いを明確化する。

⑮第27条-2-(1) 脱字修正 ' 10「自治会館の土地、建物は…」→「自治会館の土地、建物の管理は…」に修正

11. 改定 N022 2025. 4. 1 施行

①第1条、名称、本会を連合会として名称を明確にした。※会則内全てに適用

②第5条、事業、目的に示す事業、行事としてのぞみ野祭りを明確にした。

同条、(6)、自治会館の連合保有・運営と自治会の管理業務を明確にした。

③第7条、役員、顧問の参加を要請時の参加と現状に整合させた。

同、2項、会則で示す細則章番号を記載し明確にした。(同様に各条での章番号を併記した。)

同、3項 各役員任務、権限と責任、立場に応じた任務内容を明確にした。

④第8条、自治会館管理人、管理者と管理人の従属関係を明確にした。

⑤第9条、任期、2項、欠員の早期補充を図る選出対応を明確にした。

同3項、任期規定の履行及び欠員時の対応を明確にした。

⑥第10条、5項、議長選出を前年度か次年度の代議員かを明確にした。

⑦第13条、大会議決事項、解任の判断基準及び運営の停滞防止を図り早期対応策化を明確にした。

⑧第14条、大会の議決、議事の可否同数時の議決決定を明確にした。

⑨第15条、大会議事録、会長及び出席した自治会長とし署名する理事を明確にした。

⑩第16条、理事会、内容となる企画を明確にした。

同、4項、出席者の表記を整理し明確にした。

⑪第18条-2、担当委員、任命者、通知及び現担当委員を明確にした。

同、2項、早期選出、補充を明確にした。

⑫第19条、推薦委員、報告手段を明確にした。

⑬第20条-2、団体支援、自治会活動への貢献、公共性、活動範囲を明確にした。

⑭第21条、会計、既特別会計に整合した表記での会計区分及び第24条、規定名称に整合させて明確にした。

⑮第22条、分担金、前21条の会計区分に整合させた。

同、(4)、会則記載による規定を明確にした。

⑯第25条、役員報酬・委員手当、任期途中から選出した場合の月割り条件を明確にした。

⑰第28条、資産、備品管理、連合会の資産備品管理の運営と管理の対応要領、区分けを明確にした。

⑱第25条、別表-1、役員等報酬、R6.2月理事会承認、R6.4月施行済みを明確にした。

同、顧問、要請時での参加活動のため、役員同様に減額する。

⑲第25条、別表-2、委員等報酬、R6.2月理事会認、R6.4月から施行済み内容を明確にした。

⑳第27条、別表-3、文書保存期間の文書名称、項目及び大会資料等の運営活動履歴を明確にした。

同、大会資料包含を考慮し、決算証書類を規定し経理の信憑性を明確にした。

㉑その他、会則内の誤字、脱字、表記及び条文等の追加、削除に伴う項番号等を改定に合わせ修正した。